

○ 平成十一年^{金融監督庁告示第八号}（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業
大蔵省^{大蔵省告示第八号}）に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件）

改 正 案	現 行
協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第五項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 規則第四条第五項第三号の二に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務は、他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。 二 当該特定金銭債権は、信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第五項第三号の二に規定する基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 規則第四条第五項第三号の二に規定する業務を行う会社（以下「特定会社」という。）が行い得る債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務は、他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権（同法第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下この号において同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に規定する業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理若しくは回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあっては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務とすること。 二 当該特定金銭債権は、信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百

八十一号) 第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。)をいう。以下この号及び第五号において同じ。)又はその子会社(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号。以下「法」という。)第四条第一項に規定する子会社をいう。以下この号及び第五号において同じ。)が合算して、基準議決権数(法第四条の三第一項及び法第四条の五第一項に規定する基準議決権数をいう。第五号において同じ。)を超える特定会社の議決権(法第四条第一項に規定する議決権をいう。第五号において同じ。)を取得し、又は保有している当該信用協同組合等、その子会社である銀行又は保険会社から当該特定会社が取得した債権であること。

三〇五 (略)

八十一号) 第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)又はその子会社(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号。以下「法」という。)第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)が合算して、基準議決権数(法第四条の三第一項及び法第四条の五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超える特定会社の議決権(法第四条第一項に規定する議決権をいう。以下同じ。)を取得し、又は保有している当該信用協同組合等、その子会社である銀行又は保険会社(以下「信用組合等」という。)から当該特定会社が取得した債権又は買取会社(規則第四条第四項第二十四号に規定する買取会社をいう。)が当該信用組合等から買い取った不動産担保付債権であって、特定会社が当該買取会社から取得した債権であること。

三〇五 (略)